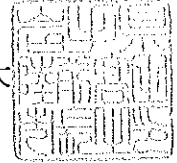


陸前高田市告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年8月31日

陸前高田市長 戸羽 太



- 1 都市計画の種類  
一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
陸前高田市高田町字栃ヶ沢、字鳴石、竹駒町字相川地内（別紙図書のとおり。）
- 3 都市計画の図書を縦覧する場所  
陸前高田市建設部都市計画課

備考 「別紙図書」は省略し、縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。